

平成20年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成20年6月10日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成20年6月10日

14日間

至 平成20年6月23日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）

第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）

第 9 議案第52号 京丹波町消防団員公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

第10 議案第53号 町道の路線認定

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

1番 藤田正夫君

2番 坂本美智代君

3番 山内武夫君

4 番 畠 中 勉 君
 5 番 今 西 孝 司 君
 6 番 東 まさ子 君
 7 番 小 田 耕 治 君
 8 番 横 山 勲 君
 9 番 西 山 和 樹 君
 10 番 山 田 均 君
 11 番 室 田 隆一郎 君
 12 番 篠 塚 信太郎 君
 13 番 吉 田 忍 君
 14 番 野 口 久 之 君
 15 番 野 間 和 幸 君
 16 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長 松 原 茂 樹 君
 副 町 長 上 田 正 君
 教 育 長 寺 井 行 雄 君
 会 計 管 理 者 藤 田 義 幸 君
 参 事 田 端 耕 喜 君
 瑞 穂 支 所 長 久 木 寿 一 君
 和 知 支 所 長 藤 田 真 君
 総 務 課 長 谷 俊 明 君
 管 理 課 長 山 田 洋 之 君
 企 画 情 報 課 長 岩 崎 弘 一 君
 税 務 課 長 岩 田 恵 一 君
 住 民 課 長 伴 田 邦 雄 君
 保 健 福 祉 課 長 堂 本 光 浩 君
 子 育 て 支 援 課 長 山 田 由 美 子 君

| | | | |
|--------|-----|-----|---|
| 地域医療課長 | 下伊豆 | かおり | 君 |
| 産業振興課長 | 山田 | 進 | 君 |
| 土木建築課長 | 松村 | 康弘 | 君 |
| 水道課長 | 中尾 | 達也 | 君 |
| 教育次長 | 野間 | 広和 | 君 |
| 監査委員 | 人見 | 亮 | 君 |

6 出席事務局職員（3名）

| | | |
|--------|----|----|
| 議会事務局長 | 長澤 | 誠 |
| 書記 | 西山 | 民子 |
| 書記 | 石田 | 武史 |

開議 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さんおはようございます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員・小田耕治君、8番議員・横山 勲君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの14日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月23日までの14日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配布の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、承認第1号のほか5件です。後日、町長から追加議案の提出がある予定であります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る6月4日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、閉会中、各委員会が開催され、所管の調査研究が実施されました。

議会広報特別委員会は、議会だより第12号を発行いただきました。

本定例会までに受理した要望書をお手元に配布をしております。

また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。

本日、本会議終了後、議員全員協議会をこの場において開催いたします。議員の皆さんよろしく願いいたします。

また、全員協議会終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには重ねて大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

本日の会議に瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第 4、行政報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、行政報告を行います。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成20年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多忙の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

この春植えつけられた水稻は天候にも恵まれ、順調に生育いたしているようであり、実りの多い秋を期待するところであります。厳しい農業の経営環境ではありますが、担い手の連携による農地保全や特産振興、営農組織への支援など生産性の高い農業の実現に引き続き努めるところであります。

さて、このたびの平成17年10月の合併時に京丹波町が定めました水道事業給水条例において、和知地区の水道料金表のうち35立方メートルを超える部分の額が欠落しておりましたことは、あってはならない事務手続の誤りであり、議員各位や町民の皆様には多大のご迷惑とご不信を与えるなど町政の信頼を大きく裏切る結果となりましたことに、まずもって心から深くおわび申し上げます。現在、職員が事業所や住民の皆様の自宅を訪問させていただき、おわび申し上げるとともに経過説明を行い、ご理解をいただきますならば、運営協力金としてご協力をお願いしているところであります。このことに関しましては準備が整い次第、条例の改正やこれに伴う補正予算案を提案させていただくこととしておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

さらに、もう一点おわびしなければならない新たな事案が判明いたしました。医療機関での採血測定器具の複数患者への使用について報道がなされておりますが、本町の病院及び診療所におきましても使用の実態が明らかになりました。その使用状況につきましては、測定時に使用する針は1人1回ずつ交換し、皮膚に触れる先端部分は使用の都度アルコール消毒を行い、安全と衛生面に努めてまいりましたが、この使用方法が間違っており、本来は1人ずつの専用として使用すべきものでありました。先週末から該当の患者さんを特定し、訪問させていただき、おわびと念のための感染症の検査を受診いただくようお願いしております。ここに不適切な使用方法でありましたことに、重ねて深くおわびを申し上げます。

さて、ご心配をおかけいたしておりました鳥インフルエンザ埋却鶏等の処理につきましては昨年12月27日から実施され、旧浅田農産670トン、丹波自然運動公園173.5トンを合わせて843.5トンの焼却による最終処理が去る4月18日をもって完了いたしましたところであります。ここに至りますまで地元安井区、蒲生野区をはじめ京都府並びに関係機関のご理解とご尽力に厚くお礼を申し上げます。この最終処理の完了により旧浅田農産跡地につきましては、早期のうちに鶏舎をはじめとする建物の処理とともに跡地利用について検討していかなければならないところであります。このことについて多額の費用を必要とする建物等の撤去を含め、ある企業と協議してまいりましたところ、事業の方針や内容について、その方向性が見出せつつあります。地元安井区と協議中のため、個々具体的なことについて申し上げることは差し控えさせていただきますが、何と申しましても地元の皆さんのご理解を得ることが大前提であり、地元協議を進める中で鳥インフルエンザを乗り越えた地域として先進的な取り組みとなるよう、環境保全に配慮した企業立地に努めてまいりたいと考えております。

出納閉鎖を迎えました平成19年度の各会計決算見込みにつきましては、一般会計では歳入94億552万円、歳出92億9,583万円、収支は1億968万円となりまして、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では8,981万円程度の黒字決算の見込みとなりました。また、特別会計では歳入89億4,080万円、歳出88億7,420万円、実質収支は4,325万円程度を見込むところでありまして、まずは健全な姿で決算が見込まれますことをご報告させていただきます。なお、病院事業会計につきましては5,390万円の純損失金が生じる見込みであります。今後におきましても精査した事業の推進と適正な予算執行に努める所存でございます。

以上、行政報告といたします。

○議長（岡本 勇君） 行政報告を終わります。

《日程第 5、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第 10、議案第 53 号 町道の路線認定》

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第 5、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 10、議案第 53 号 町道の路線認定までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第 5、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 10、議案第 53 号 町道の路線認定までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、専決処分の承認を求める案件第 1 号では、地方税法の一部を改正する法律等が改正交付され、これに伴う本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

最近における社会経済情勢に鑑み、地方税制の改正が行われたもので、主なものでは個人住民税における寄附金税制の措置、公益法人制度改正に伴う関係税制の整備、上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算処置や公的年金から特別徴収制度が創設されるなどの改正が行われたものであります。

承認第 2 号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法が一部改正され、個人情報保護、戸籍謄本等の不正取得や虚偽の届け出を防止するため、戸籍謄本等の交付請求における規定を厳格化するなどの条項が追加されたところであり、これに伴い戸籍法の条項を引用しております本町手数料徴収条例について改正を行ったものであります。なお、手数料の額については従前の額に変更ありません。

承認第 3 号 京丹波町一般会計補正予算第 5 号、関連する承認第 4 号 老人保健特別会計補正予算第 3 号につきましては、老人保健特別会計において年度末の医療給付費の増加によ

り、歳出で予算を超える給付費が必要となったこととあわせ、歳入では支払基金交付金の減額や国の予算上の制約による国庫負担金の減額決定など財源不足を生じることが明らかになったことから、一般会計からの繰入金により補てんするとともに、これに必要な繰出金を支出するため一般会計の補正を行ったものであります。

議案第52号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等における損害補償の基準を定める制令の一部改正に伴い、損害補償できる該当者の追加及び損害補償の算定基準となる補償基準額について、配偶者以外の扶養親族1人当たりの加算額を改正するものであります。

議案第53号 町道の路線認定につきましては、府営中山間地域総合整備事業集落道長瀬線道路改良事業により京都府から引き渡しを受けた道路について、町道として管理するため道路法の規定により路線認定を行うものであります。

以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

細部にわたりましては所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） それでは、私の方からは承認第1号の税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行いたいというふうに思います。

大まかなことにつきましては先ほど町長が述べたとおりでございますが、平成20年度税制改正におきましては最近におけます社会情勢等に鑑みまして、主なものにつきましては個人住民税におきまして、1つ目には、今新聞報道でもされておりますように、ふるさと納税などの個人住民税における寄附金税制の拡充、2つ目には、金融証券税制の見直しにおける上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、3つ目には、公的年金からの特別徴収制度の導入、4つ目には、公益法人制度改革に対応するための所要の措置などが講じられたところでございます。また、固定資産税では、長期優良住宅及び住宅の省エネ改修に係る減額措置が創設されたところでございます。

これら地方税法等の一部を改正する法律、平成20年法律第21号なり地方税法施行令及び国有財産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する制令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令は4月30日に公布をされまして、原則として公布の日から施行することに伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分するものでございます。4月30日になったという法律施行の経過については皆さんご承知のとおりかというふうに思います。

具体的な中身でございますが、まず、個人住民税におきます寄附金控除につきましては、個人住民税の寄附金控除の対象に所得税の寄附金控除の対象の中から都道府県または市町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で追加するものとされました。

今回の一部改正につきましては本町はじめ府下市町村におきまして、今後この特定の施設につきましては税務署協議、それから京都府、それから府内市町村とで調整をしてみたいと思っております、また、その中で調整を図っていく必要もございますので、予定といたしまして12月議会に、この部分を別表にて提案してみたいと考えております。例えば、例といたしましては社会福祉協議会とかその他社会福祉法人等を予定しているところがございます。なお、都道府県または市町村共同募金会及び日本赤十字等についての寄附金は従来どおりでございます。

控除は、これまでの所得控除方式から税額控除方式が導入されまして、控除対象限度額を総所得金額等の30%、現行は25%でございます。に引き上げられまして、控除適用下限額を5,000円、現行は10万円でございます。に引き下げられたところがございます。

2つ目の上場株式等の譲渡益配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大についてでございますが、居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当に係る特別徴収税率については平成20年、今年なんです12月31日をもって軽減税率、これは所得税7%、住民税3%、町民税に至りますと6・4なので1.8%ということになりますが、これを廃止いたしまして、平成21年1月1日以降は本則税率、本則の税率、所得税が15%、住民税は5%というものに戻すこととしつつ、平成22年末の2年間に行われる上場株式等の配当は100万円以下の部分、譲渡益に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については特例措置として10%軽減税率、所得税7%、住民税の3%とすることとされたところがございます。また、平成22年度分以降の個人住民税については、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した配当所得との間で損益通算を行うことが可能となったところがございます。

3つ目の公的年金からの特別徴収ですが、対象者は個人住民税の納税義務者であって、前年中公的年金を受けた者のうち当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者（特別徴収対象年金所得者という）となっております。なお、対象としない者は老齢基礎年金等の年額が18万円未満のもの、特別徴収税額は老齢基礎年金の年額を超えるもの、当該年度の初日に属する年の1月1日以降、引き続き将来に住所を有するものでないものとしております。制度の施行は平成21年度からといたしまして、特別徴収については同年、来年の10月に支給される年金から実施をされることとなっております。

4つ目の公益法人制度改革についてでございますが、今般、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られるさまざまな問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改めまして、登記のみで法人が設立できる制度が創設されたところでございます。これは平成20年の12月から施行ということになっております。

具体的には、新公益法人制度においては公益社団・公益財団法人並びに一般社団・一般財団法人について、法人の均等割は最低税率を適用すること。法人でない社団または財団で収益事業を伴わないものについて非課税とすること。人格のない社団と公益法人など資本金の額または出資金の額を有しない法人について、均等割を課す場合には最低税率を適用することなどの措置が講じられたところでございます。例えば、今、生産森林組合を地縁団体に移行されるという集落がかなり多いわけですが、地縁団体にされても収益があれば課税をすることができるというような読みかえになったというようなことでございます。

一方、固定資産税では、長期優良住宅及び住宅の省エネ改修に係る減額措置が創設されたところですが、まず、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定を踏まえまして、長期優良住宅いわゆる200年住宅と言われておりますが、これについて新築から5年度分、税額から2分の1を減額する措置が講じられました。一般の新築住宅に比べまして2年度分延長して税額が減額されるということになっております。対象となる住宅の床面積の要件は50平米以上、280平米以下の住宅としておりまして、また、減額の適用は120平米までの部分となっております。これは誘導居住面積水準を考慮して定められた現行の新築住宅特例の要件と同様になっております。

次に、住宅の省エネ改修に係る減額措置については平成20年1月1日、今年の1月1日に存在している住宅を対象といたしまして、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税について、税額から3分の1を減額する措置を講じることとしております。対象となる床面積は、120平米を超える場合には120平方メートルまでを対象といたしまして、その対象工事は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた改修工事で窓の改修工事、これは二重サッシ化とかガラスを二重にするとか複層ガラス化ですね、そういった工事、または、あわせて行う床、天井または壁の断熱改修工事、その改修費用が30万円以下のものであること。改修工事により改修した当該部分が新たに省エネ基準に適合することになるものでございます。

以上たくさんの条例改正でございますが、内容については今申し上げたとおりでございますが、今回の地方税法等の改正に係る一部改正、住民税、固定資産税が中心でございますが、

主なものを申し上げまして補足説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、承認第2号 平成20年条例第13号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について補足説明を申し上げます。

内容といたしましては町長から提案説明がございましたとおりでございますが、戸籍法の一部を改正する法律が平成20年5月1日に施行されたことに伴いまして、本条例中に引用しております戸籍法の条項部分について同日に改正する必要が生じたものでございます。したがって、手数料徴収条例の改正ではございますけれども、手数料の金額が変わるというものではございませんで、引用している戸籍法の条項を変更すると、そういう形式的なものでございます。

なお、戸籍法の一部改正につきましては既に広報紙でもご案内を申し上げましたが、近年の個人情報保護の意識が高まる中で、他人の戸籍謄本等を不正取得したり、消費者金融から借入れを行う等の目的で第三者が虚偽の婚姻届や養子縁組届を提出したりという事件も多発をしておるということから、戸籍等の証明書の交付請求や届け出の際に本人確認を行ったり、第三者が請求できる場合を制限するなどが定められたところでございまして、このことにつきましては住民基本台帳法においても同様の改正が行われたところでございます。

それでは、条例の改正部分でございまして、2枚おめくりをいただきまして新旧対照表でご説明を申し上げます。

ちょっとわかりづらいかもしれませんが、まず第2条の手数料の種類と金額につきまして、第1号におきましては第10条の2第1項から第5項まで、もしくは第126条を加えております。これは、旧条例では第10条第1項のみであったものが、それぞれに分かれたということですが、この旧条例で引用しておりました第10条第1項というのは、旧戸籍法では「何人（なんびと）でも戸籍謄本等を請求できる」というものでございましたが、5月1日からは「戸籍に記載されている者、または、その配偶者、直系尊属もしくは直系卑属」とされ、第10条の2第1項から第5項で「第三者請求等」ということで、本人等以外の第三者請求、公用請求、弁護士等の請求等が規定をされまして、それらの請求に基づく制限あるいは請求できる正当理由がそこに規定がされたということですが、また、126条では、学術研究等のための情報提供ということがそれぞれ規定されたものでございます。

それから次に、117条の4第1項が120条第1項もしくは第126条に改正となって

おりますのは、これは磁気ディスクで調整された、いわゆるコンピューター化された戸籍の証明、もしくは学術研究等による情報提供についての規定ということで、戸籍の謄抄本にかえてコンピューターによって磁気ディスクで調整されているものは、その全部または一部の証明について同じことですよと。できるという規定でございます。

以下、各号におきましては、これらの条が引用されることとなっております。

さらにまた、12条の2につきましては除籍謄本等ということで、この場合も同様であると、そういう内容でございます。

このように証明する書面でありますとか手数料そのものは以前と何ら変わっていないということでございますけれども、手数料徴収のもととなる書面の請求者の条件が法律によって変更されましたために、法律の施行日に条例で引用している条項も変更する必要があるということ専決処分とさせていただいたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成19年度の京丹波町一般会計補正予算（第5号）を専決処分させていただいたものであります。

補正前の額96億6,670万円に834万円を追加させていただきまして、補正後の額を96億7,504万円としたものでございます。補正の内容につきましては町長の提案説明にございましたように、老人保健特別会計の財源補てんといたしまして834万円の繰出金を執行すること。この財源には財政調整基金の繰入金をもって措置したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、承認第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、続きまして承認第4号でございますが、平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ179万6,000円を追加し、総額を20億1,818万7,000円とさせていただいたものでございます。細部につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

一番後ろの4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款1の医療諸費の医療給付費でございますが、去る3月議会におきま

して、3月から12月診療分の給付実績に基づいて算定をいたしました決算見込み額に基づきまして、8,919万9,000円の減額をお願いをいたしておったところでございますが、20年1月と2月分の医療給付費が3月補正時点の見込み額を上回るということが判明いたしましたことから、不足額の179万6,000円を増額させていただいたものでございます。

この不足した理由でございますけれども、月遅れの請求分ということで過去の請求分というのが1月にございまして、想定外の1,000万円を超える医療費請求があったということが大きな要因となっております。

次に、3ページの歳入でございますけれども、款1の支払基金交付金の現年度医療費交付金につきましては3月末の変更交付決定によりまして、123万4,000円の減額ということになっております。款2の国庫負担金につきましても同様に3月末に交付決定があったところでございますが、国の予算調整によりまして、さらに531万円の減額となったところでございます。

以上のことから先ほど一般会計でご説明があったとおりでございますが、一般会計繰入金におきまして歳入不足となる834万円を増額とさせていただいたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 続きまして議案第52号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げたいと存じます。

ページをめくっていただいて最後のページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第5条の3項の前段部分でございますが、公務災害補償の対象者について改正前より救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者が明文化をされたところございまして、その改正を一つはお願いをいたしております。

それから後段部分でございますが、補償基礎額の加算額について、改正前につきましては扶養親族でない配偶者がある場合に、その他の扶養親族は1人目が217円、2人目以降は200円の加算額となっていたところでございますが、改正後につきましては、この2人目以降についても今回の改正で217円とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第52号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 失礼いたします。議案第53号 町道の路線認定につきまして、ご説明を申し上げます。

認定理由につきましては町長の方より冒頭ご説明があったとおりでございます。今回お願いいたしますのは1路線でございます。

道路の種別は2級でございます。

路線名は長瀬大迫線を予定いたしております。

延長につきましては、引き継ぎを受けた路線のうち新線区間650メートルを認定をお願いするものです。

幅員につきましては6.5メートルでございます。

道路規格といたしましては3種4級、2車線道路でございます。車道幅員につきましては2.75メートル×2ということで5.5メートル、路側帯につきましては0.5×2ということで1メートル、合わせまして6.5メートルでございます。

それでは、開いていただきまして地図の方をお願いいたします。

長瀬地内の地図でございます。まず右の上の方でございますけれども、上から下にあります道につきましては府道綾部宮島線でございます。ここでちょうど25番地という、そこに交差部がございますけれども、この交差部から終点でございますアグリパークわち、ここまでが引き継ぎを受けました長瀬線でございます。そのうち府道の交差部から起点までが、こちらにつきましては既存の町道でございます。長瀬前田線でございます。約155メートルでございます。この分につきましては既存が3.8メートルから6.5メートルに拡幅がなされております。

今回お願いするのが赤い部分でございます。この部分が新線部分でございます。650メートルでございます。この先につきましては林道向山線、それに接続いたしまして、それから升谷大迫線につながっております。そういうふうな道路のネットワークが形成されたわけでございます。

新線につきましては附帯構造物でございますけれども橋梁1橋、長瀬橋がございます。延長が185メートルでございます。そのほかに照明灯2基、ガードレール一式でございます。

以上が路線の概要でございます。どうぞご承認の方よろしくをお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時42分